

第三者管理協議会設置要綱変更案の概要

1. 改正の趣旨

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業については、家事支援活動の内容、これを行う外国人の要件及び当該外国人を受け入れる本邦の公私の機関（以下「特定機関」という。）の基準として、国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）（以下「令」という。）で定めるとともに、同条第 3 項に基づき、特定機関が満たすべき基準の一つとして、当該外国人に対する研修の実施及び情報提供等について、特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下「指針」という。）を定めている。

上記の令及び指針に関する解釈が平成 27 年 11 月 12 日に定められているところ、本事業に基づき外国人家事支援人材の受入れが開始されてから約 3 年が経過したことから、これまでの本事業の実施状況等を踏まえ、令和 2 年 3 月 19 日に指針の一部を改正したところであり、指針の改正を踏まえ、関係自治体、内閣府地方創生推進事務局、出入国在留管理局、都道府県労働局、地方経済産業局により構成される第三者管理協議会の設置要綱についても所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）申請及び報告又は通知する様式の変更

既存の様式第 1 号から様式第 7 号について、在留期間の延長、家事支援活動を行うために必要な日本語能力を確認するための試験の追加及び稼働率の算定に係る規定の整備等に係る箇所を変更する。

（2）報告及び通知する様式の追加

監査結果の通知書の様式及び稼働率に関する報告書の様式を追加する。

（3）その他

本要綱策定後の国家戦略特別区域法の改正による根拠条文の修正や組織名称の変更等、所要の改正を行う。